

## 久喜市ふれあい収集事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、自ら集積所に家庭系廃棄物を排出することが困難な高齢者等により構成される世帯に対し、当該世帯が排出する家庭系廃棄物を戸別に収集する久喜市ふれあい収集事業（以下「ふれあい収集」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「集積所」とは、久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和5年久喜市条例第38号。以下「条例」という。）第18条第2項に規定する集積所をいう。

2 この告示において「家庭系廃棄物」とは、条例第2条第1項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。

3 この告示において「障がい者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）の規定による療育手帳の交付を受けている者

(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第7項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条第3項の規定により知的障がいがあると判定された者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障がいがある者

いがある者

(対象世帯)

第3条 ふれあい収集の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、市内に住所を有し、自ら集積所に家庭系廃棄物を排出することが困難であって、かつ、親族、近隣住民その他の者の協力を得られない世帯のうち、次に掲げる世帯とする。

(1) 65歳以上の者のみを構成員とする世帯

(2) 障がい者等のみを構成員とする世帯

(3) その他市長が必要と認める世帯

(利用承認の申請)

第4条 ふれあい収集を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ふれあい収集利用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 申請者がふれあい収集の場所として、建物の共用部分を使用しようとするときは、その建物の管理者の承諾を得ていることが確認できる書類を申請書に添付しなければならない。

(利用承認の決定)

第5条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査を行い、ふれあい収集の利用について承認の可否及び内容を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、ふれあい収集利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用方法)

第6条 ふれあい収集による家庭系廃棄物の分別の方法、排出の方法等は、条例第21条及び第22条の規定により集積所に排出するものと同様とする。

2 ふれあい収集の場所は、原則として、前条第2項の規定による承認決定の通

知を受けた者（以下「利用者」という。）の自宅の門前又は玄関の前とする。

3 ふれあい収集の日時は、市長が指定する日時とする。

4 利用者は、指定の日時に家庭系廃棄物を排出しないときは、その都度市に連絡するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 利用者は、第4条第1項の規定による申請の内容に変更があるときは、

ふれあい収集利用変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用の休止等）

第8条 利用者は、ふれあい収集の利用を30日以上休止しようとするときは、

ふれあい収集利用休止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、ふれあい収集の利用を一時的に停止することができる。

（1） 利用者が家庭系廃棄物を30日以上排出していないとき。

（2） 利用者及びその関係者と連絡が取れないとき。

3 利用者は、前2項の規定により休止し、又は停止されているふれあい収集の利用を再開しようとするときは、ふれあい収集利用再開届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 利用者は、自己の都合によりふれあい収集の利用を終了しようとするときは、ふれあい収集利用終了届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、口頭その他の方法によることができる。

（利用承認の取消し）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集の利用承認を取り消すことができる。

（1） 対象世帯に該当しなくなったことが判明したとき。

（2） 不正又は虚偽の申請により第5条第2項の規定による承認決定の通知

を受けたことが判明したとき。

(3) 第8条第2項の規定により利用を一時的に停止した日から起算して150日が経過し、同条第3項の届出書が提出されていないとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用承認を取り消したときは、ふれあい収集利用承認取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、ふれあい収集の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に久喜宮代衛生組合生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱等を廃止する訓令（令和5年久喜宮代衛生組合訓令第2号）による廃止前の久喜宮代衛生組合ふれあい収集実施要綱（平成14年久喜宮代衛生組合訓令第1号）第4条第1項の規定によりした決定は、第5条第1項の規定によりした決定とみなす。

様式第1号（第4条関係）

ふれあい収集利用承認申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

ふれあい収集の利用について承認を受けたいので、久喜市ふれあい収集事業実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請理由（チェックボックスに記入）

自ら集積所に家庭系廃棄物を排出することが困難であって、かつ、親族、近隣住民その他の者の協力が得られない次の世帯であるため

- 65歳以上の者のみを構成員とする世帯
- 障がい者等のみを構成員とする世帯
- その他（下の枠内に具体的に記入）

2 申請者等の情報 別紙のとおり

3 添付書類（集合住宅の共用部分に排出する場合に限る）

ふれあい収集の利用について集合住宅の管理者の承諾を得ていることが確認できる書類

4 個人情報の取扱いについて（チェックボックスに記入）

本申請に関して、次の事項を市が調査することに同意します。

- 申請者が対象世帯であることを確認するために申請者及び同じ世帯内の者並びに同居者の個人情報を取得すること。

別紙

1 申請者について

生 年 月 日	年 月 日 ( 歳 )
電 話 番 号	
同 居 者 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (3 同居者についてを記入) <input type="checkbox"/> 無
集 合 住 宅 の 居 住	<input type="checkbox"/> 該当 (エレベーター <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 非該当
排 出 場 所	<input type="checkbox"/> 自宅の門前 <input type="checkbox"/> 自宅の玄関の前 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 集合住宅の共用部分に排出するときは、ふれあい収集の利用についてその建物の管理者の承諾を得ていることが確認できる書類を添付してください。
備 考	

2 緊急連絡先について

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	
申請者との関係	
備 考	

3 同居者について

同 居 者 ( 1 人 目 )	氏 名 : (申請者との関係 : )
	生年月日 : 年 月 日 ( 歳 )
	備 考 :
同 居 者 ( 2 人 目 )	氏 名 : (申請者との関係 : )
	生年月日 : 年 月 日 ( 歳 )
	備 考 :

様式第2号（第5条関係）

ふれあい収集利用承認（不承認）決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありましたふれあい収集の利用承認について、下記のとおり決定しましたので、久喜市ふれあい収集事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の場合

(1) 収集場所

(2) 収集開始年月日 年 月 日

(3) 注意事項

ア 申請の内容に変更があるときは、ふれあい収集利用変更届出書（様式第3号）により届け出てください。

イ ふれあい収集の利用を30日以上休止しようとするときは、ふれあい収集利用休止届出書（様式第4号）により届け出てください。

ウ 家庭系廃棄物が30日以上排出されておらず、連絡が取れないときは、ふれあい収集の利用を一時的に停止することがあります。

エ 自己の都合によりふれあい収集の利用を終了しようとするときは、ふれあい収集利用終了届出書（様式第6号）により届け出てください。

オ 久喜市ふれあい収集事業実施要綱第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集の利用の承認を取り消すことがあります。

2 不承認の場合

不承認の理由

様式第3号（第7条関係）

ふれあい収集利用変更届出書

年 月 日

久喜市長           あて

住 所

氏 名

ふれあい収集の利用について、下記のとおり申請の内容に変更がありましたので、久喜市ふれあい収集事業実施要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由



様式第4号（第8条関係）

ふれあい収集利用休止届出書

年 月 日

久喜市長           あて

住 所

氏 名

ふれあい収集の利用について、下記のとおり休止したいので、久喜市ふれあい収集事業実施要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 休止年月日           年 月 日から
- 2 休止理由

様式第5号（第8条関係）

ふれあい収集利用再開届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

ふれあい収集の利用について、下記のとおり再開したいので、久喜市ふれあい収集事業実施要綱第8条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 再開年月日 年 月 日
- 2 再開理由

様式第6号（第8条関係）

ふれあい収集利用終了届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所

氏 名

ふれあい収集の利用について、下記のとおり終了したいので、久喜市ふれあい収集事業実施要綱第8条第4項の規定により届け出ます。

記

1 終了年月日 年 月 日

2 終了理由

様式第7号（第9条関係）

ふれあい収集利用承認取消通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付け久 第 号で通知したふれあい収集の利用承認について、下記のとおり取り消したので、久喜市ふれあい収集事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消理由